

議題1

令和5年5月10日現在

流山市地域公共交通活性化協議会委員名簿

要綱	組織名	部署名	役職	
学識経験者	日本大学	理工学部交通システム工学科 交通環境研究室	特任教授	藤井 敬宏
関係公共交通事業者、一般乗合旅客 自動車運送事業者その他の一般旅客 自動車運送事業者及びその組織する 団体	京成バス株式会社	営業部	部長	三浦 裕樹
	東武バスセントラル株式会社	運輸統括部	取締役 運輸統括部 長	小林 弘昌
	松戸新京成バス株式会社	営業部	取締役営業部長	中嶋 貞治
	流鉄株式会社	鉄道部	次長	小谷野 勝成
	東日本旅客鉄道株式会社	首都圏本部 企画総務部 経営戦略ユニット	チーフマネージャー	浅川 靖之
	東武鉄道株式会社	鉄道事業本部 事業戦略部	課長	小瀧 正和
	首都圏新都市鉄道株式会社	経営企画部	推進役	小原 慶太
	一般社団法人千葉県バス協会		専務理事	成田 斉
	一般社団法人千葉県タクシー協会		専務理事	高山 和征
	流山地区タクシー運営委員会 (富士タクシー有限会社)		副会長	鈴木 政久
	流山地区タクシー運営委員会 (流山タクシー有限会社)			細山 高史
流山地区タクシー運営委員会 (エミタスタクシー柏株式会社)			前田 浩至	
運転者が組織する団体	東武バス労働組合	西柏分会	分会長	竹浪 一導
公共交通利用者（流山市民）	公募			郡司 幸乃
	公募			米澤 政見
	流山市身体障害者福祉会		会長	梅木 國彦
	流山市老人クラブ連合会		会長	石幡 恒美
	流山商工会議所 (京和ガス株式会社)			坂巻 智
	流山市観光協会			志賀 進一
	流山市社会福祉協議会			早川 仁
	NPOながれやま子育てコミュニティ なこっこ		理事	井田 明子
道路管理者	千葉県東葛飾土木事務所		調整課長	芦村 健爾
地方運輸局長	国土交通省	関東運輸局交通政策部 交通企画課	課長	松木 拓
		関東運輸局千葉運輸支局	首席運輸企画専門官	高橋 直人
関係行政機関	千葉県	総合企画部交通計画課	企画調整班長	小松 直人
	千葉県流山警察署	交通課	課長	寺本 真隆
流山市	土木部		部長	池田 輝昭
	まちづくり推進部		部長	梶 隆之

※塗りつぶしとなっている委員が、今回変更となった委員です。

※本名簿はいただいた書面を基に作成しておりますので、部署名や役職について記載されていない場合がありますので、ご了承ください。

また、敬称は省略させていただきます。

## 流山ぐりんバス運賃改定(案)に係るパブリックコメント手続及びアンケート調査の実施結果について

### 1. パブリックコメント

#### (1)実施期間

令和5年6月19日(月)～令和5年7月18日(火)【30日間】

#### (2)意見の件数、内訳

意見者人数 38人、総意見数 78件

- ・運賃改定することに賛成…………… 7件
- ・運賃改定することに反対…………… 23件
- ・初乗り運賃(案)に反対…………… 2件
- ・対距離区間制運賃(案)に賛成…………… 1件
- ・障害者及び妊婦の方の運賃(案)に反対… 2件
- ・高齢者割引を廃止すべき…………… 3件
- ・その他要望等…………… 40件

#### (3)主な意見と市の考え方案

・運賃改定に反対である…運行を存続させるため、約1億の税金を投入している。運行継続基準を収支率50%に設定している。運行を継続するためには、運行経費の増大に見合った運賃収入を確保することが必要。

・ルートの拡充を要望する…各公共交通機関は特性に応じた役割がある。ぐりんバスの導入は、「流山市地域公共交通計画」に定めた「流山ぐりんバス導入ルール」に基づき検討する。

### 2. アンケート調査

#### (1)実施期間

令和5年6月19日(月)～令和5年7月18日(火)【30日間】※パブリックコメントと同日

#### (2)調査方法

WEBまたは紙ベースで収集

#### (3)アンケート結果(抜粋)

	賛成	どちらとも言えない	反対	回答数
・運賃改定することについて	59.5%	21.4%	19.1%	351
・運賃改定案(初乗り運賃)について	60.9%	16.4%	22.7%	353
・運賃改定案(対距離区間制運賃)について	54.4%	19.3%	26.3%	353
・運賃改定案(障害者及び妊婦の方の運賃)について	58.6%	23.8%	17.6%	353
	利用し続ける	利用回数を減らす	利用しない	回答数
・運賃が変わっても利用し続けるか	70.3%	20.6%	9.0%	310

### 3. 今後のスケジュール

- ・令和5年8月下旬まで…庁内調整
- ・令和5年8月下旬……………市議会にパブリックコメントの結果報告
- ・令和5年8月下旬……………運輸局への変更手続き等
- ・令和5年9月……………周知期間
- ・令和5年10月1日……………運賃改定運用開始(予定)

# 流山ぐりーんバス運賃改定(案) 概要版

## ● 背景

- 市内公共交通を取り巻く環境は、少子高齢化に加え、コロナ禍以降は外出自粛や在宅勤務により利用者数が激減し、非常に深刻な状況にある
- さらに、人件費や燃料費の高騰による運行経費の増加が運営状況を一層厳しくしており、一部路線バスでは運賃変更による収支改善を図っているものの、市内には存続の危機に陥っている路線が存在する
- 一方、流山ぐりーんバスは、平成17年の運行開始以降、消費税改定によるものを除き、約17年間、運賃を変更することなく運行を継続してきた
- しかし、流山ぐりーんバスの運行経費は、平成17年度から令和5年度までに約45%増加しており、今後も人件費や燃料費の高騰が見込まれていることから、運行継続には安定した収入の確保が必要である
- また、流山ぐりーんバスへの税金投入率は、24%であった平成20年度を境に年々上昇し、令和4年度は44%まで悪化、一部ルートでは半分以上を税金で補っていることから、運行を継続することは困難な状況にある
- そこで、流山ぐりーんバスの収支改善を図るとともに、運賃水準の見直しにより市内公共交通を持続可能なものとするため、流山ぐりーんバスの運賃を改定するものである

## ● 運賃改定内容

	改定前	➡	改定後
(1)初乗り運賃(大人現金)	160円	➡	180円
(2)運賃制度	均一制運賃 (松ヶ丘・野々下ルート除く)	➡	対距離区間制運賃(※1) 【詳細は次頁に記載】
(3)障害者及び妊婦の方の運賃	大人現金80円 小人現金40円	➡	対距離区間制運賃 の半額

※1:区間距離が3.0キロメートル以上で、500メートル毎に運賃(大人現金)が20円上昇。

## ● 運賃改定の考え方

- (1)初乗り運賃
  - ・市内民間路線バスの初乗り運賃を参考
  - ・今後も、民間路線バスの運賃改定に合わせて段階的な値上げを検討
  - ・運賃収入および収支率の増加が見込める運賃設定
- (2)対距離区間制運賃
  - ・市内民間路線バスの運賃を参考
  - ・収支の改善を図る
- (3)障害者および妊婦の方の運賃
  - ・民間路線バスの割引制度を参考に半額
- (4)①高齢者割引 ②終点通過割引 ③乗り継ぎ券利用
  - ①半額 ②終点を超えても1回分の運賃 ③100円引き(それぞれ改定せずに継続)

本改定案に関するお問い合わせ先：  
流山市 まちづくり推進部 まちづくり推進課  
TEL：04-7150-6090  
FAX：04-7158-9777  
MAIL:koutsu@city.nagareyama.chiba.jp



本改定案の詳細は、左のQRコードか、市ホームページ「1002103」で検索してください。

## ● 運賃表(大人運賃)

小人(小学生)は大人運賃の半額(1円未満は切上げ)

区間距離	流山ぐりーんバス 改定後運賃		(参考) 民間路線バス 運賃(※2)
	現金	ICカード	現金
3.0km未満	180円	178円	170円 ~220円
3.0km以上 3.5km未満	200円	199円	180円 ~220円
3.5km以上 4.0km未満	220円	220円	180円 ~310円
4.0km以上 4.5km未満	240円	231円	210円 ~310円
4.5km以上 5.0km未満	260円	252円	210円 ~310円
5.0km以上 5.5km未満	280円	273円	210円 ~310円
5.5km以上 6.0km未満	300円	294円	210円 ~350円
6.0km以上 6.5km未満	320円	315円	270円 ~390円
6.5km以上 7.0km未満	340円	336円	270円 ~390円
7.0km以上 7.5km未満	360円	356円	270円 ~390円
7.5km以上 8.0km未満	380円	377円	380円 ~420円
8.0km以上 8.5km未満	400円	398円	380円 ~420円
8.5km以上 9.0km未満	420円	419円	390円 ~420円
9.0km以上	440円	440円	390円 ~490円

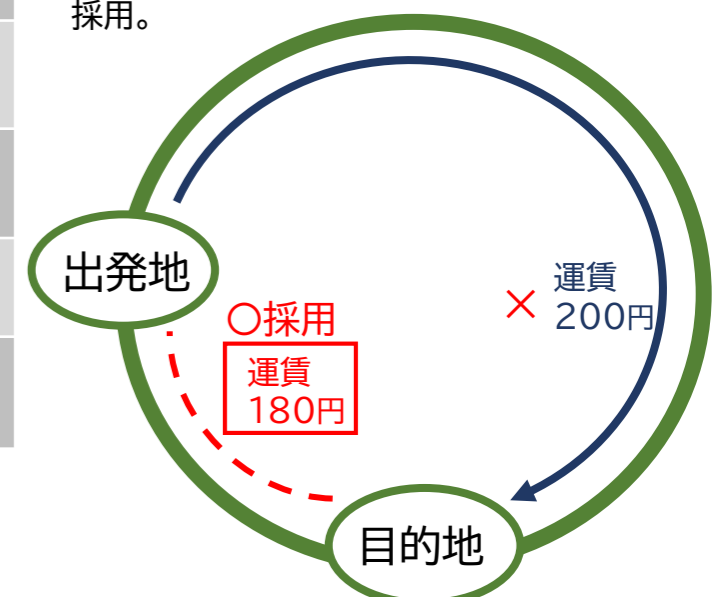
※2:市内民間路線バス3社の任意の路線における運賃の最小値~最大値を示している。

## ● 最も利用者の多いバス停から 最寄り駅までの運賃(大人現金)

ルート・区間	運賃 (上段は改定前)
江戸川台西ルート 「小田急ハイツ」 ⇔「江戸川台駅西口」	160円 ➡180円
江戸川台東ルート 「TBSやよい団地」 ⇔「江戸川台駅東口」	160円 ➡200円
西初石ルート 「若葉台」 ⇔「流山おおたかの 森駅西口」	160円 ➡200円
美田・駒木台ルート 「美田団地入口」 ⇔「流山おおたかの 森駅西口」	160円 ➡180円
松ヶ丘・野々下ルート 「四季野公園入口」 ⇔「豊四季駅南口」	160円 ➡180円
松ヶ丘・野々下ルート 「松ヶ丘6丁目」 ⇔「南柏駅西口」	160円 ➡220円
南流山・木ルート 「木自治会館入口」 ⇔「南流山駅南口」	160円 ➡180円

## ● 循環路線の運賃(大人現金)

循環路線(松ヶ丘・野々下ルートを除く5ルート)では、長い経路を乗車しても、最短経路の運賃を採用。



高齢者運転免許証自主返納助成制度について(案)  
 高齢免許返納者サポート制度

2023/7/25

1. 目的
 

運転免許証を自主返納した高齢者の生活の足を確保し、あわせて市内公共交通の利用促進及び交通事故防止に寄与する
2. 制度概要
  - (1) 路線バス
    - ・民間バス事業者による高齢者対象の乗り放題券(以降「フリーパス」という。)の購入費を助成する。
    - ・利用者(フリーパス購入者)に(仮称)フリーパス助成券を発行し、フリーパス購入時に助成券額を値引きし販売する。(その場で値引き)
  - (2) タクシー
    - ・(仮称)タクシー助成券を発行し、タクシー利用時に運賃から助成券額を値引きする。(その場で値引き)
3. 対象者(全てに該当する方)
  - ・平成30年11月1日以降に運転経歴証明書を取得された方
  - ・運転経歴証明書交付日において、75才以上の方
  - ・運転経歴証明書交付日及び申請日において、流山市に住んでいる方
  - ・過去に本助成制度を利用したことのない方
4. 助成額
 

1人当たり10,800円で、以下の3パターンから利用者が選択する

  - ① 路線バスフリーパス助成券 10,800円分
  - ② タクシー助成券 10,800円分(450円/枚×24枚)
  - ③ 路線バスフリーパス助成券 5,400円分 + タクシー助成券 5,400円分(450円/枚×12枚)
5. 利用可能期間
  - ・助成券発行日から1年経過する日(以降「利用期限」という。)までにフリーパスを購入又はタクシーを利用

6. 運用方法(路線バス)

利用者	事業者	流山市
① 運転経歴証明書及び申請書を流山市に提出する		
		② 利用者にフリーパス助成券を発行する
③ 高齢者対象のフリーパスの購入時にフリーパス助成券を提出する		
	④ 助成券の額を値引きした額でフリーパスを販売する	
	⑤ 月末締めで、購入者から受領したフリーパス助成券を流山市に提出する	
		⑥ 助成合計額(値引額)を事業者を支払う

7. その他詳細事項(路線バス)

②フリーパス助成券発行時に利用者の氏名及び利用期限を明記する。→購入時に年齢確認書類の提示が必要なため、利用者本人であることが確認できる。利用可能期限の確認ができる。

8. フリーパス購入場所(路線バス)

1)京成バス

・松戸営業所 ・松戸駅西口

2)松戸新京成バス

・小金原案内所 ・松戸駅東口

3)東武バスセントラル

・柏駅 ・南柏駅 ・三郷駅 ・北千住駅 ・その他

9. 懸念点とその対応等(路線バス)

懸念点	対応・考え方
・市外でも利用可能	・市外での利用は問題ない
・事業者によって販売価格が異なる	・1人当たりの助成上限額を設ける
・対象者ではあるが、本制度を申請せずに、購入した場合	・今回の購入は助成制度対象にはならないが、次回購入のために申請をしてもらうよう伝える(申請期限・利用期限あり) ・警察署、免許センターに本制度の周知に協力をいただく
・助成制度によるパス購入者のバス利用回数が把握できない	・助成制度によるパス購入者の人数把握で十分である
・市内に販売所が無い	・京成バスは出張販売が可能である ・松戸新京成バスは欄外に記載(※1)(※2) ・東武バスは市内に販売所設置を検討する
・各社のフリーパス制度の廃止について	・通常の定期券の購入代にも利用可能とすることで対応可能(改廃・追加に対応可能な制度である)
・京成グループのフリーパスは販売期間が決まっている	・各社の販売ルールに沿って、購入してもらう
・払い戻しの際の返金額について	・助成額は考慮せず、各社の規定に基づいた金額を返金する ・免許返納の促進には寄与している

※1:フリーパスの種類によって、紙ベースのものと、IC付与のものがある。紙ベースのものであれば、出張販売は可能であるが、IC付与のものは出張販売不可。

※2:出張販売は京成グループとして実施してもらうのが現実的

## 10. 運用方法(タクシー)

利用者	事業者	流山市
①運転経歴証明書及び申請書を流山市に提出する		
		②利用者にタクシー助成券を発行する
【タクシー利用時】 ③支払いの際、身分証明書の提示し、タクシー助成券(1枚まで)を運転手に渡す		
	④助成券の額を値引きした額を利用者に請求する	
	⑤月末締めで、利用者から受領したタクシー助成券を流山市に提出する	
		⑥助成合計額(値引額)を事業者に支払う

## 11 その他詳細事項(タクシー)

②タクシー助成券発行時に利用者の氏名及び利用期限を明記する。

③1回の乗車につき、1枚までの利用とする。

④-1領収書は、可能であれば本制度による値引き後の料金で発行する。

④-2本助成制度以外の割引制度との併用について

併用可・・・「千葉県タクシー協会の障害者割引(※1)」「新型コロナワクチン接種のためのタクシー料金の助成(※2)」

併用不可・・・「流山市福祉タクシー(※3)」(→福祉タクシーが他の割引券との併用を考慮していない。・数多く公共交通を利用してほしい。)

※1:千葉県タクシー協会の障害者割引・・・身体障害者手帳等を提示した場合、10%値引き。(その場で値引き)

※2:新型コロナワクチン接種のためのタクシー料金の助成・・・領収書を基に利用者が後精算するもの。

※3:流山市福祉タクシー・・・タクシー券を提示した場合、90%値引き(最大720円)。(その場で値引き)

## 12. 利用可能タクシー事業者

市内鉄道駅に配車しているタクシー事業者(マタニティタクシー利用助成制度と同じ)

- (1) 流山タクシー有限会社
- (2) 富士タクシー有限会社
- (3) 有限会社新登交通
- (4) ARM TAXI株式会社
- (5) エミタスタクシー柏株式会社
- (6) 京成タクシーあたご株式会社
- (7) 丸川タクシー有限会社
- (8) 山口タクシー
- (9) 湯原タクシー

※上記事業者に配車依頼があった場合で、グループ会社内の別事業者が配車された場合を含む

### 13. 懸念点とその対応等(タクシー)

懸念点	対応・考え方
・流山市福祉タクシーとの混在	・助成券の色を変えることで対応 ・併用不可とする
・利用可能タクシーが限定されている	・限定することは、メインの目的に沿っている ・助成券の裏面に利用可能タクシー事業者名を記載する

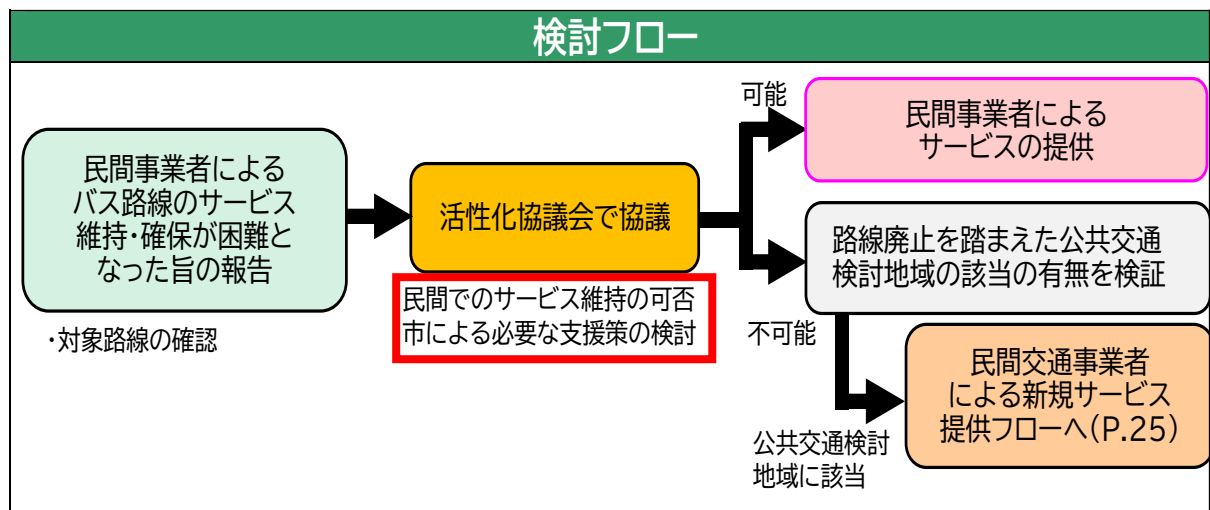
## 公共交通の維持（民間事業者への補助）について

### 1. 背景

新型コロナウイルス感染症や世界的な物価高騰の影響を受け、市内においてもバス路線の維持ができない路線がでてきている。

今回、京成バス株式会社から令和5年6月6日に流01・流02路線について令和5年12月末をもって廃止したい旨の報告があった。

地域公共交通計画（p24）において市内基幹的路線の減便や廃止、市内準基幹的路線・地域間路線の廃止がある場合は、サービス・維持確保の検討対象となっていることから、流山市地域公共交通活性化協議会（以下「活性化協議会」という）にて、民間でのサービス維持の可否、市による必要な支援策の検討等を活性化協議会で進めることとなっている。



### 2. 補助の目的

本フローに則り、今後、流01・流02路線の廃止に伴う、新たな公共交通検討地域（議題4資料参照）の公共交通導入を検討することとなり、協議に時間を要する。

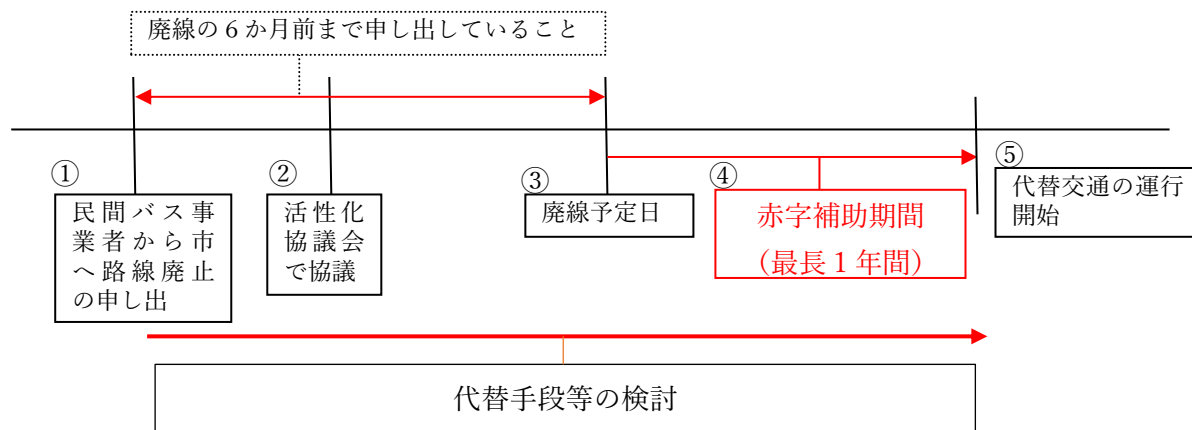
そのため、廃線予定日から1年または、活性化協議会にて代替手段等が運行されるまでの期間の運行経費赤字分について補助することとし、廃線となる地域の足を最低限確保することとしたい。



### 3. 補助内容

- ① 路線の廃止予定日から1年間
- ② 活性化協議会にて代替手段等が検討され、運行開始されるまでの期間
- ① か②のどちらか短い期間の赤字額を補助する。

(補助等スケジュール)



### 4. 補助の条件等

- ① 流山市地域公共交通計画に定める基幹的路線、準基幹的路線、地域間路線であること。
- ② 赤字路線であること。
- ③ 活性化協議会にて廃線予定が報告されていること。
- ④ 地域間路線は市内を運行する割合を算出し、市内運行分の赤字を補填する。  
(地域間路線の場合は他自治体の支援も考えられる)
- ⑤ 補助の回数は1路線につき1回までとする。
- ⑥ 事業者独自に需要喚起や経費節減に関する取り組みを行ってきたこと。

→これまでの減便等

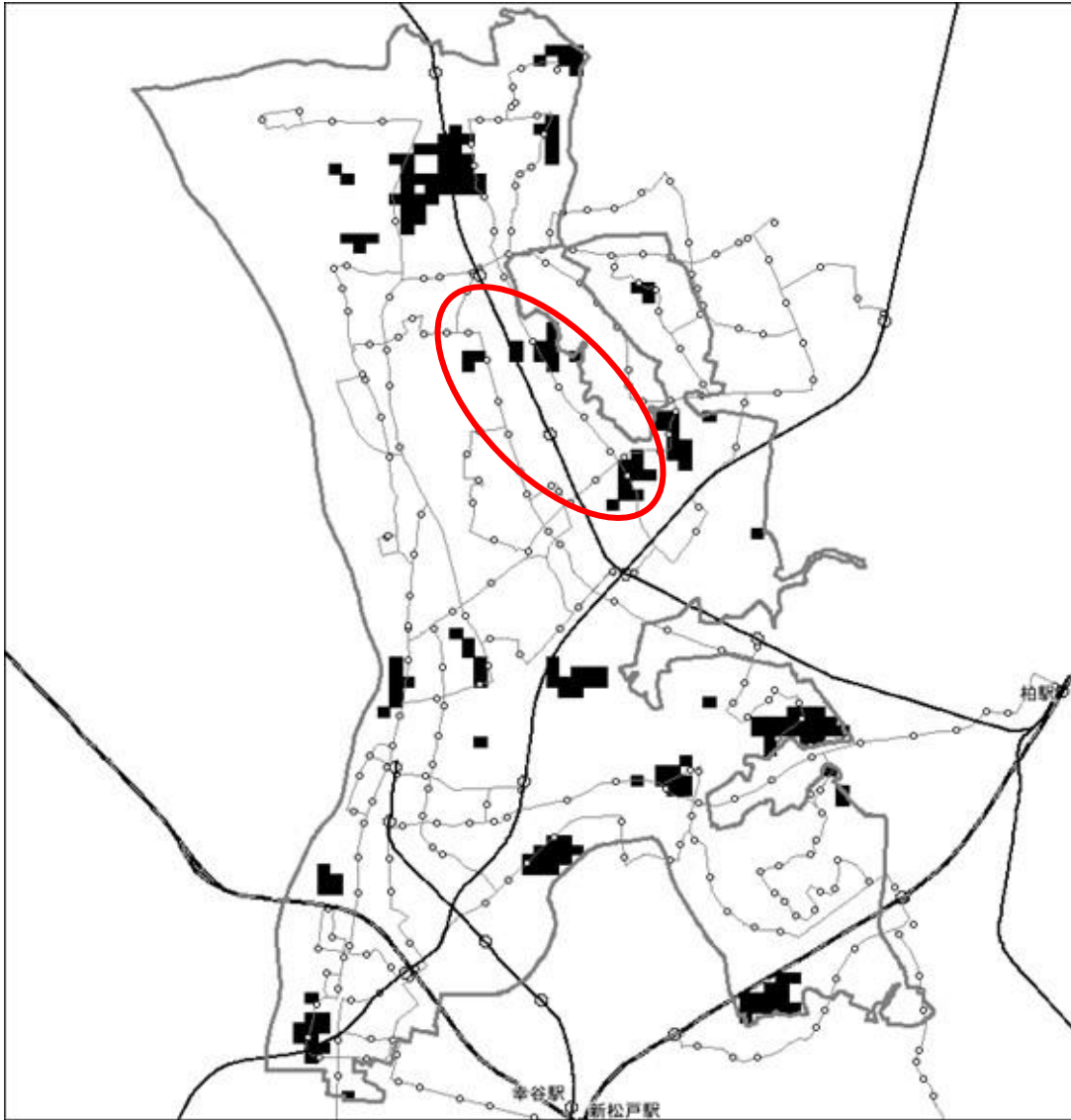
(ア) 令和3年3月16日に日中便の減便

流01・・・27便→10便 流02・・・31便→11便

(イ) 令和5年1月16日に土休日の運行を終了

流01・・・10便→0便 流02・・・11便→0便

流01・02が廃線した場合の公共交通検討地域の変化



結果：流01・02の廃止に伴い、西初石、東初石の一部において、新たに公共交通検討地域が現れることが分かった

## 地域組織の立ち上げがあった地域の公共交通の検討について

### 1. 真和団地の公共交通の検討について

令和5年度第1回協議会にて、「真和自治会にぐりーんバスを通す会」の代表から真和団地に公共交通の導入の検討について話があったところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて中止していた江陽台病院の病院バスが再開し、高齢者移動支援バスとして利用できるようになったことから、真和団地の公共交通について継続的に検討をするものの早急の検討事項ではなくなった。

※新型コロナウイルス感染症等の流行を受けて、再度病院バスが休止されることが懸念される

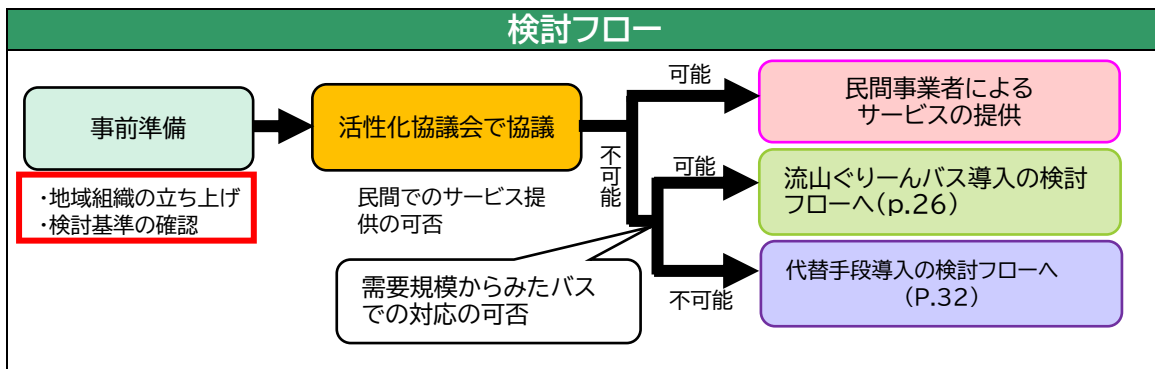


(参考)江陽台病院バス経路

## 2. 八木南団地地域組織の立ち上げについて

令和5年6月26日に新たに八木南団地自治会地域公共交通検討委員会が地域組織として立ち上げされた。

公共交通検討地域（計画書 P4 参照）に該当のため、活性化協議会で協議へ



### 八木南団地の地域公共交通導入検討理由

- ・流山市の中でも交通の利便性が悪い
- ・路線バスのダイヤが改正され、経路の廃止、減便が発生した（東武バス）  
→（柏06）令和5年3月27日 61便→16便
- ・柏駅に向かう路線のみで、流山市内に向かう足がない
- ・これまで自家用車を使用した運送サービス（ふたば）があったが、運転手が高齢のため、運送サービスを中止した。



3. 八木南団地デマンドタクシーの検討について

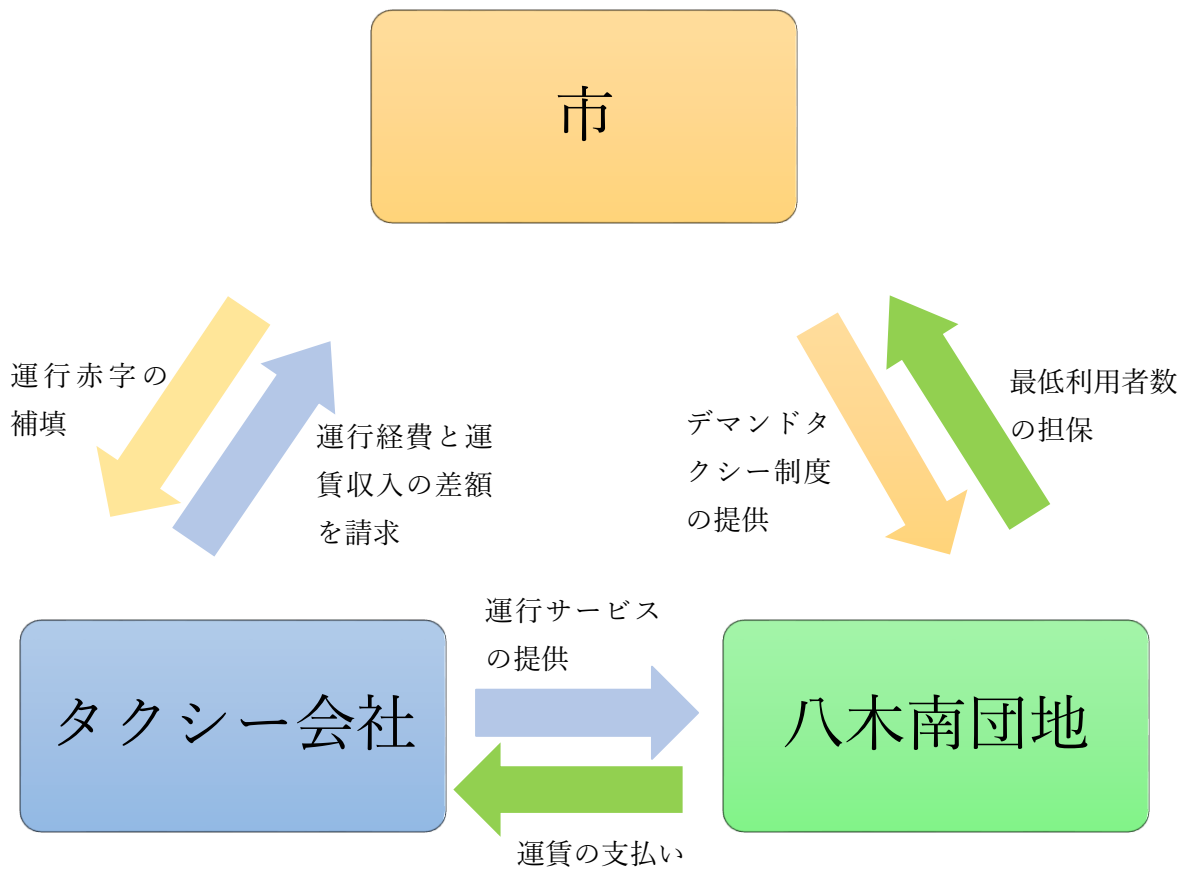
① 地域が要望している公共交通→デマンドタクシーを要望

世帯数：約270世帯（令和4年度）

主な目的：高齢者の足の確保

目的地：病院、駅

② 運行スキーム



4. 八木南団地自治会地域公共交通検討委員会から

議題5資料1 八木南団地自治会調査 移動支援手段の説明

5. 今後のスケジュール

代替手段の導入検討フロー（計画書 P32）に沿って協議を進めていき、第3回活性化協議会で導入計画案を提出・協議予定としたい。

## 八木南団地自治会調査 移動支援手段について（6月）

項目（移動の目的）	手段として	80歳以上 対象者22名 6月20日実施	75歳以上 対象者15名 6月27日実施
ア 買い物に行く時	マイカー	1	7
	バス	1	4
	タクシー	0	0
	徒歩	6	3
	その他 <small>自転車など</small>	自転車3 身内運転車8	自転車1 身内運転車5
イ 病院に行く時	マイカー	2	5
	バス	1 バス停遠	3
	タクシー	4 (内1名ふたばTX)	0
	徒歩	3	1
	その他 <small>自転車など</small>	自転車3 身内運転車9	自転車1 身内運転車6
ウ その他外出の時 (旅行や親戚、友達 の家に行く)	マイカー	1	3
	バス	1	4
	タクシー	0	0
	徒歩	4	1
	その他 <small>自転車など</small>	0	自転車0 身内運転車7
エ 移動手段として 交通機関があれば利用したいか	したい	16 (約73%)	15 (100%)
	どちらともいえない	6	0

## タクシーベースによる移動支援手段を利用したモデル地区推進について（考察）

一般的に高齢者（特に80歳以上は昔の考え方を保持）にとってタクシーは高価な乗り物、贅沢な乗り物というイメージが強い？また、料金が高く現状の年金生活では生活が厳しいと感じている高齢者が多いと思われる。そこでタクシーの利便性及び利用料金が高齢者の収入を考慮した上での生活水準に合っていれば積極的に利用すると考えられるであろう。（条件の一致）

今の時代はタクシーが携帯で呼べるし（タクシーGOの時代テレビCMより）とても身近な乗り物になっていることや今回のケースでは運賃料金も手ごろであることが高齢者に理解できれば目的が達成されることが予想される。そのために高齢者に利便性と運賃料金体制を中心に広く深く啓発していくことが必要である。特に運賃料金の割引については推進にあたって重要なポイントになるので強調したいところである。（啓発の重要性）

この地区は数年前に陸の孤島と呼ばれていたため移動の足（手段）として車が必需であったため保有している家庭が多い。そのためか身内の誰かが居れば目的地まで運転して連れて行ってくれるので切羽詰まった感はない。主に対象になるのは、平日で若者が仕事をしている時間帯の高齢者の移動や一人暮らしのケースである。また免許を返納した（近々返納予定）人や身体にハンデを持った人の病院や買い物等の移動手段である。タクシーなら家の前まで来てくれるのでとても便利で都合がよいと強く思われる。

（現状の認識）

それにしても75歳以上の人が100%利用したいという反応には驚かされた。

80歳以上のグループに比べると元気があっという。まだまだ人生を謳歌したいという気持ちが伝わってくる。

(ただし本当に身体が健康で経済的にゆとりがあるのなら……の話である)

まあ、やってみないと分からないがやらなければ前進なし。やってみて課題が見つければそれに向けて解消できるように働きかけをしていくしかないと思われる。

(結論)

表の数字通り会員のみんが利用してくれれば問題なしだがそれについてはどうなることか分かりません。(正直、不安もある)

グリーンバスの場合は時刻表があってバスの運行が決まっていたので、そのバスに乗らなければ収支率が下がり廃止になることは明白であった。しかしタクシーの場合は時刻表がない。一日の乗車台数？一週間の乗車台数なのか収支率の基準が分からないので何とも言えない。それとも走行距離？運賃？疑問である。

また、利用する人によって目的が異なるので利用する時間帯が絞れないこともあり不安は残る。



## 《調査に参加していないその他の高齢者との会話より》

- ・ 6/27（火） 6班 高齢者夫婦 共に87歳 歩行にハンデあり

今は一般のタクシーを呼んで病院まで通っている。以前に利用していた車の移動手段は料金が高いため現在使っていない。

- ・ 6/28（水） 3班 高齢者夫婦 70代後半 寿会所属

最近では、家に車はあるが自分で運転して外出することはほとんどしなくなった。病院や買い物は車の移動手段を利用していたが料金が高いため今はやめた。公共の移動支援手段があれば利用したい。

- ・ 6/29（木） 5班 高齢者女性 一人暮らし

今年3月に主人が亡くなった。

買い物には東武バスを利用して柏まで行っているが、バスの運行経路が変更になったため利用できるバス停までが遠く、しかも途中の道にガードレールがなく危ないため困っている。

他に移動手段があれば利用したい。

# 流山市 マタニティタクシー 利用助成制度について

まちづくり推進課 交通計画推進室  
TEL：04-7150-6090  
FAX：04-7158-9777  
Mail：koutsu@city.nagareyama.chiba.jp



※この制度は、妊産婦さんの移動に関する不安を軽減するほか、市内公共交通の利用を促進するために、タクシー運賃の一部を助成するものです。



流山市  
Nagareyama City

都心から  
一番近い  
森のまち

## 事業の概要について

- 令和5年4月1日から、流山市に住民票がある妊産婦さんが健診や通院、出産に伴う入退院のために利用したタクシー料金（迎車料金などを含む）の一部を助成します。
- 助成の対象となるのは、母子健康手帳を受け取った日から出産後の退院時までの間に利用したタクシー料金です。（令和5年4月1日以降に利用したものに限りません。）
- 助成対象のタクシー事業者は、本パンフレット下部に記載のある事業者に限ります。

## 助成金額について

- 助成金額：料金の実支出額分（実費分）を助成します。  
※ただし、タクシー利用1回あたりの助成上限は2,000円です。  
また、1回の妊娠につき20,000円を上限とします。

## 利用の方法について

- 健診などのためにタクシーを利用する際に、運転手から領収書（※レシートでも可）を受け取ってください。  
※アプリなどで配車した場合は、「領収画面」及び「利用したタクシー会社のわかる画面」のスクリーンショットなどでも可
- 以下の書類をまちづくり推進課までご提出ください。
  - 申請書（第1号様式）※流山市のホームページから印刷してください。
  - 申請者の氏名と母子健康手帳の交付日がわかるもの（母子健康手帳の表紙など）
  - タクシーを利用した健診日や受診日・退院日がわかるもの（母子健康手帳の「妊娠の経過」や「退院時の記録」のページや、病院の領収書など）
  - タクシーの利用日及び運賃がわかる書類の写し（タクシーの領収書など）
- 申請できる期間は、**母子手帳の交付後1年間**です。  
※申請期間内であれば、複数回に分けての申請も可能です。
- 申請方法の詳細などは、流山市ホームページをご覧ください。  
※右のQRコードからもアクセス可能です。



<https://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1002088/1002101/1040158/1040167.html>

### ご利用いただけるタクシー事業者

・（カッコ）内は、各社が主に待機している鉄道駅

・【カギカッコ】内は、上に記載の事業者に配車依頼をした場合に限る

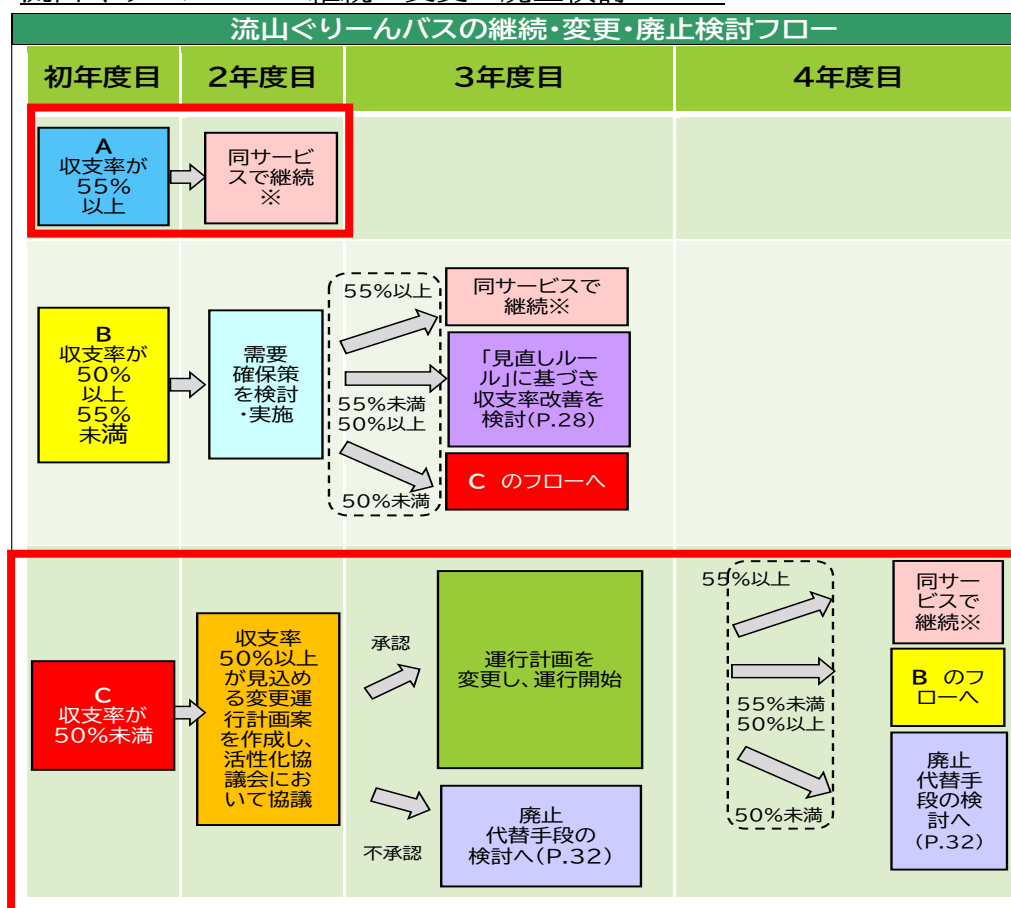
流山タクシー ☎04-7158-3141 (南流山・流山・流山セントラルパーク・流山おおたかの森・初石・江戸川台)	エミタスタクシー柏・☎0120-328-840 【飛鳥交通千葉柏営業所】 (初石・流山おおたかの森・南柏)
富士タクシー ☎04-7143-6935 (流山おおたかの森・豊四季)	京成タクシーあたご☎04-7122-2107 【京成タクシー東葛・京成タクシー松戸西】 (江戸川台)
新登交通 ☎04-7157-3220 (南流山・流山・流山セントラルパーク・流山おおたかの森・江戸川台)	丸川タクシー ☎04-7129-4007 (運河)
ARM TAXI ☎04-7157-3177 (南流山・流山・流山セントラルパーク・流山おおたかの森・江戸川台)	個人タクシー 山口タクシー ☎080-6760-8229 湯原タクシー ☎090-3404-0253

## 令和4年度流山ぐリーンバス事業報告及び 美田・駒木台ルートについて

### 1. 令和4年度利用状況・収支率等

ルート名	利用者数(人) (対前年度比)	運行経費 (円)	運賃収入等 (円)	収支率(%) (対前年度比)
江戸川台西	130,375 (+8,350)	24,207,000	17,786,143	73.5 (+14.1ポイント)
江戸川台東	126,337 (+18,519)	26,585,000	16,056,861	60.4 (+8.3ポイント)
西初石	111,743 (+4,205)	30,004,000	14,195,738	47.3 (+0.8ポイント)
美田・駒木台	101,486 (+17,058)	27,812,000	12,913,470	46.4 (+7.0ポイント)
松ヶ丘・野々下	260,157 (+30,292)	72,958,000	41,451,441	56.8 (+9.0ポイント)
南流山・木	102,512 (+9,750)	24,971,000	14,039,927	56.2 (+13.0ポイント)
全ルート	832,610 (+88,174)	206,537,000	116,443,580	56.4 (+8.4ポイント)

### 2. 流山ぐリーンバスの継続・変更・廃止検討フロー



(A) 収支率55%以上のルート

江戸川台東ルート、江戸川台西ルート、松ヶ丘・野々下ルート、  
南流山・木ルート→同サービスで運行継続

(B) 収支率50%以上55%未満のルート→該当なし

(C) 収支率50%以下のルート

→西初石ルート

令和5年4月1日にルート変更。同サービスで運行を注視し、9月30日までの収支率を中間報告する。令和5年6月30日現在収支率49.5%

→美田・駒木台ルート

収支率50%以上が見込めるルートの変更計画案を作成し協議。令和5年6月30日現在収支率45.1%

### 3. 美田・駒木台ルートの運行計画の変更について

#### ① 美田・駒木台ルートの収支率改善に向けての課題

- (ア) 流山おおたかの森駅付近の交通渋滞等により、定時性が確保できていない（令和4年度運休8便、市民からの遅延に係る問い合わせ、地域自治会から定時性確保の要望あり）
- (イ) 運行距離が長いため、40分で1便の運行となっており、他ルートと比べて1日の運行便数が少ない（23便）。

#### ② 収支を確保するための見直しすべきこと

→流山ぐりーんバス見直し基準の項目から以下について検討したい

(ア) バス停留所の変更

→停留所の削減

(イ) ルートの変更

→流山おおたかの森駅東口からの発着

(ウ) サービス水準の変更（運賃・運行本数・運行時間帯・運行日等）

→時間帯によりルートを短縮し運行便数を増加

運行ダイヤを変更し、運行経費を削減（早朝、夜の便の廃止）

#### ③ 今後のスケジュール

今後の活性化協議会、運行事業者、地元自治会等などで協議し、第3回活性化協議会でルート（案）を示す。

施策番号・施策名	令和4年度実施事業	令和5年度実施事業（予定）
<p>施策番号1</p> <p>「流山おでかけシステム」のブランディング</p>	<p>○公共交通マップの配布・公表（完了済）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成及び印刷：5月に完了</li> <li>・全戸配布：7月に完了</li> </ul> <p>※マップについては新規転入世帯分を除き全て配布済</p>	<p><b>①公共交通の利用状況・運行状況・取り組む状況の見える化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共交通マップの修正・公表</li> <li>・令和4年中のルート変更などを反映した修正版を作成</li> <li>→流山ぐりーんバスの運賃改定後に予定</li> </ul> <p><b>②公共交通の魅せる化・モビリティマネジメントの実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共交通ポータルサイトの作成</li> <li>・各交通事業者のHPにアクセスできるポータルサイトを作成</li> <li>・運休情報などの情報発信に関する調整（流山市公式LINEなどを活用）</li> </ul>
<p>施策番号2-1</p> <p>バス運賃制度の一元化</p>	<p>○流山ぐりーんバス 運賃改定の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運賃改定に向けて協議中</li> <li>→民間バス事業者協力のもと、運賃案を検討</li> </ul>	<p><b>①流山ぐりーんバスの運賃の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○流山ぐりーんバス 運賃改定</li> <li>・運賃案に関する協議</li> <li>・アンケート調査やパブリックコメントなどによる市民からの意見募集完了。意見に関する「市の考え」の検討及び運賃改定内容の協議案確定に向けた協議。</li> </ul> <p><b>②公共交通運賃の定額制度（サブスクリプション）の導入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①の運賃改定後に実施について検討</li> </ul>
<p>施策番号2-2</p> <p>公共交通サービスの向上</p>	<p>○バス路線のサービス維持・確保のための支援策検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「流山市内バス路線の利便性向上業務委託」</li> <li>→近隣市の事例調査や各事例の効果検証などを実施</li> </ul>	<p><b>①サービス水準の維持確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○バス路線のサービス維持・確保のための支援策検討</li> <li>・調査結果などを元にした施策検討</li> <li>□京成バスの流01・02路線の廃止申し入れに対する対応検討</li> <li>※各交通事業者において、路線維持が困難となりうる事象が発生した場合、速やかに協議会事務局まで御報告いただきますようお願いいたします。</li> </ul> <p><b>②事業者間におけるサービス内容の協議・調整</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①を含め調整</li> </ul>
<p>施策番号2-3</p> <p>公共交通の見直しルールの設定と運用</p>	<p>○流山ぐりーんバス ルート変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西初石ルート</li> <li>・第4回会議で協議、議決済</li> <li>・令和5年4月より運行開始済み</li> </ul> <p>○新規公共交通サービスの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平方地区の市民が地域団体を設立</li> <li>→新規サービスの導入について検討開始</li> </ul> <p>○東部地区の交通課題に関する地元協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民主体で実施している事業についての地元協議</li> </ul>	<p><b>①公共交通の提供ルールの運用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールに則り運用中</li> <li>○平方地区へのサービス導入の検討</li> </ul> <p><b>②流山ぐりーんバスの導入・継続・変更・廃止に関するルールの運用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○流山ぐりーんバス ルート変更</li> <li>□美田・駒木台ルート</li> <li>・収支改善に関する検討（令和4年度収支率46.4%）</li> <li>・道路混雑への対応</li> <li>→ルート変更や運行効率化について、関係者と検討中</li> <li>□南流山・木ルート</li> <li>・民間事業者との経路重複に関する検討</li> <li>・令和3年に実施したルート変更（一部時間帯での延伸）の効果検証</li> </ul> <p><b>③代替手段導入ルール運用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○東部地区の交通課題に関する地元協議</li> <li>・地元協議を継続</li> </ul>
<p>施策番号3</p> <p>「流山おでかけシステム」のユニバーサルデザイン化</p>	<p>○運転免許証自主返納制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回会議から協議会で検討を開始</li> <li>・運転士の負担とならない制度設計を目指し、検討</li> </ul> <p>○マタニティタクシー利用料金助成制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回会議で協議、議決済</li> <li>→令和5年度4月から助成制度開始済み</li> </ul>	<p><b>①障害者、高齢者、子育て世代に対する移動支援策の周知・拡充</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○マタニティタクシー利用料金助成制度</li> <li>・4月1日から制度開始済み</li> <li>・制度周知のため、名刺サイズの案内を作成し、タクシー車内や産婦人科のある病院へ配架を依頼。また、SNS（LINE）による案内を実施（済み）。</li> <li>・アンケート開始。10件中8件が「本制度があったからタクシーを利用した」と回答（R5.7.20時点）。</li> <li>○運転免許証自主返納制度</li> <li>・制度の詳細について協議（令和5年11月1日運用開始を目指す）</li> </ul> <p><b>②公共交通の利用のしやすさ・分かりやすさ・安全性の改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○流山ぐりーんバスの危険や使いにくいバス停の改善</li> <li>・令和4年度に調査し、令和5年4月に松ヶ丘・野々下ルートの東部診療所前バス停の移設を実施済み。</li> </ul>
<p>施策番号4</p> <p>「流山おでかけシステム」による観光の活性化</p>		<p><b>①観光・商工関連団体と交通事業者の連携強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○イベント開催時等に連携</li> <li>・必要に応じて協議</li> </ul> <p><b>②公共交通運賃定額制度の観光施策での活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○1日乗り放題切符などの検討</li> <li>・施策2-1、②と合わせて検討する。</li> </ul>
<p>施策番号5</p> <p>「流山おでかけシステム」のモビリティ改革への対応</p>		<p><b>○MaaS等の新技術について、活性化協議会で情報提供を行う。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事案が発生した際に御報告ください。</li> </ul>

※前回の協議会からの変更箇所にアンダーラインを引いています。